

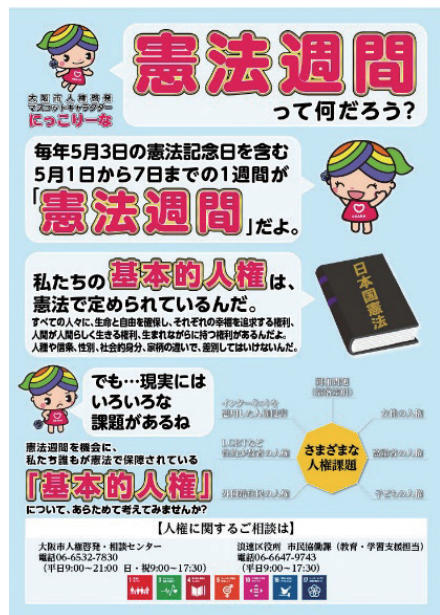
# 浪速区人権啓発事業 この一年の主な活動

## 『大阪市人権啓発推進員浪速区連絡会』の活動

浪速区には、22名の大阪市人権啓発推進員(市内の概ね各小学校区単位に設置)があり、地域における人権啓発の推進と、人権相談への協力などの活動を行っています。市人権啓発推進員浪速区連絡会は、市・区及び区人権啓発推進協議会と連携し、研修会や街頭啓発活動など、様々な人権啓発活動に取り組んでいます。

### ..... 憲法週間(5月)・人権週間(12月) .....

憲法週間(5月1日～7日)、人権週間(12月4日～10日)に合わせて区内関係機関・事業所および主要駅に啓発ポスターの配布、掲出をお願いしました。また、人権週間には、なんばパークスにおいて街頭啓発活動を実施するとともに、区役所庁舎前にはのぼりなども立てて、広く人権の尊重を呼びかけました。



**憲法週間**  
って何だろう?

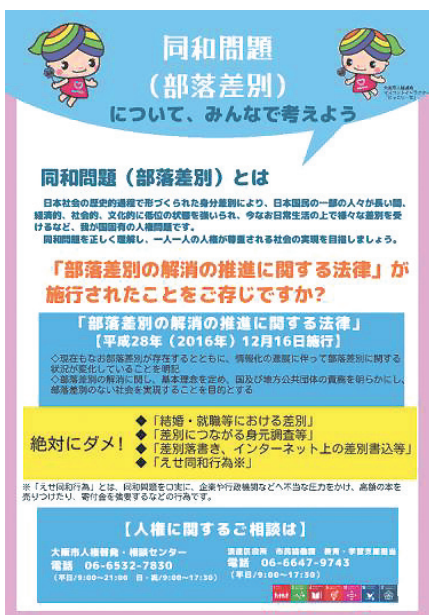
毎年5月3日の憲法記念日を含む  
5月1日から7日までの1週間が  
「**憲法週間**」だよ。

私たちが**基本的人権**は、  
憲法で定められているんだ。  
すべての人々に、生命と自由を保障し、それぞれの幸福を追求する権利、  
人間が人間らしく生きる権利、生まれながらに持つ権利があるんだよ。  
人種や信条、性別、社会的身分、年齢の違いで、差別してはいけないんだ。

でも...現実には  
いろいろな  
課題があるね

憲法週間を機会に、  
私たち誰もが憲法で保障されている  
「**基本的人権**」  
について、あらためて考えてみませんか?

【人権に関するご相談は】  
大阪市人権啓発・相談センター 浪速区役所 市民協働課 (教育・学習支援担当)  
電話 06-6532-7830 電話 06-6647-9743  
[平日9:00～21:00 日・祝9:00～17:30] [平日9:00～17:30]



**同和問題  
(部落差別)**  
について、みんなで考えよう

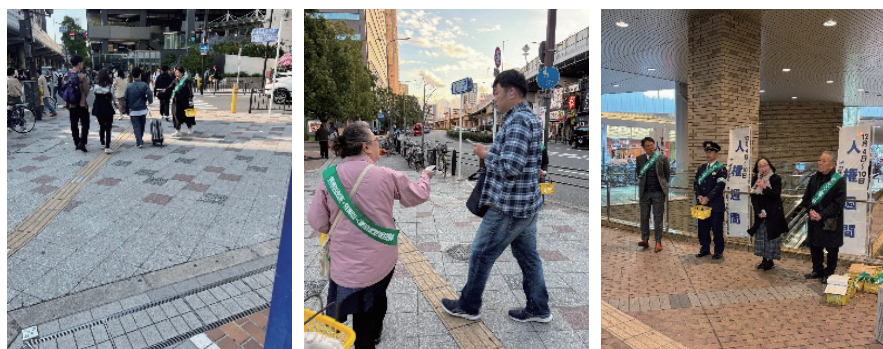
**同和問題(部落差別)とは**  
日本社会の歴史的過程で形づくられた身分差別により、日本国民の一部の人々が長い間、  
経済的、社会的、文化的に格別の状態を強いられ、今なお日常生活の上で様々な差別を受け、  
差別意識の人間関係です。  
差別意識を正しく理解し、一人一人の人権が尊重される社会の実現を目指しましょう。

「**部落差別の解消の推進に関する法律**」  
が施行されたことをご存じですか?  
「**部落差別の解消の推進に関する法律**」  
【平成28年(2016年)12月16日施行】  
心算が変化していることを踏まえ、  
差別意識の解消に際し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにし、  
部落差別のない社会を実現することを目的とする

絶対にダメ!  
◆「結婚・就職等における差別」  
◆「差別につながる身元調査等」  
◆「差別差書き、インターネット上の差別差書き等」  
◆「えせ同和行為等」

※「えせ同和行為」とは、同和問題を口実に、企業や行政機関などへ不当な圧力をかけ、差種の本を  
売りつけたり、寄付金を集めるなどの行為です。

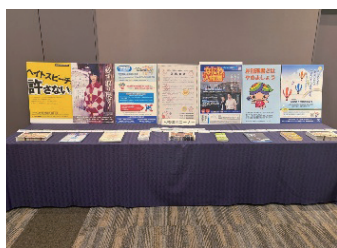
【人権に関するご相談は】  
大阪市人権啓発・相談センター 浪速区役所 市民協働課 (教育・学習支援担当)  
電話 06-6532-7830 電話 06-6647-9743  
[平日9:00～21:00 日・祝9:00～17:30] [平日9:00～17:30]



◆浪速区の各種イベントにおいても人権啓発コーナー、パネル展示、ぬりえコーナーなどで来場者に広く人権啓発を呼びかけました。



ナニワ区民まつり  
(R7.11/2)



浪速区二十歳のつどい  
(R8.1/12)



浪速区民文化祭  
(R8.1/25)



浪速区子どもカーニバル  
(R8.3/8)